

助成金限度額について

1事業につき、助成金対象経費の4分の3以内で10万円を限度としています。

※この助成金は、団体への助成ではなく事業・活動への助成となるため、1団体が複数事業を申請することもできます。

助成対象経費について

主に事業・活動を実施する上で必要な経費を対象とします。ただし、次の経費は除くものとします。

- ・飲食費、報酬、人件費（講師謝金についてはその都度検討することとします）、備品・機材などの購入費、保険料、研修旅行費、高額な交通費など

※なお、事業内容によって上記のものでも特に必要であると認められるものは対象とします。

申請方法について

申請の際は、所定の申請用紙にご記入の上、募集期間内に関係書類を添えて登別市社会福祉協議会へ提出してください。



申請様式は、本会窓口を設置しています。
また、HPからもダウンロードできます！
<https://kizuna-shakyo.jp/chiiki/kizunafund>



お問合せ・申込先

社会福祉法人 登別市社会福祉協議会

〒059-0016 登別市片倉町6丁目9-1 登別市総合福祉センターしんた21内
TEL: 0143-88-0860 (代表) FAX: 0143-88-4546



きずなのまちづくり 助成事業のご案内



募集期間
2025年3月1日～2025年4月30日



この事業は「赤い羽根共同募金」の支援を受けて実施しています。



この助成金について

この助成事業は、社会福祉法人登別市社会福祉協議会（以下：社協）と共に福祉のまちづくりを積極的に取り組む団体が、市民のための福祉活動計画である登別市地域福祉実践計画「きずな」に賛同し、その趣旨に基づき実施する事業及び活動に対し、共同募金の支援を受けて助成することで、きずなのまちづくりを進めることを目的としています。

登別市地域福祉実践計画「きずな」について

市民主体の福祉のまちづくりを目指して、行政だけでは解決しにくい地域の生活課題を、地域福祉活動に日頃から取り組む方々と協議・検討し、できることをまとめた計画（愛称：きずな計画）です。

対象となる団体について

- ・主体的に取り組む活動を推進している団体
- ・活動の拠点を登別市内に置き、1年以上の活動を行っている団体
- ・社協の会員として、きずな活動の推進に取り組む団体
- ・事業を行う上で助成金が必要と判断される団体

※1年に満たない、もしくはこれから活動を開始する団体は、その活動内容が先駆的で且つ活動による効果が特に期待できると認められる団体などは対象となります。



対象期間

2025年4月1日～2026年3月31日

までに行う事業・活動が対象となります。

対象となる事業・活動について

- 市民の福祉に関する関心や意識を高めるための取り組み
- 市民が主体的に地域の問題を考え解決していくための取り組み
- 福祉サービスの質と量を保障する市民協働のための取り組み
- きずなづくりを進めるための多様なネットワークづくりのための取り組み
- 地域福祉を支える社協の基盤強化のための取り組み

例えばこんな事業・活動が対象となります

障がい児とその家族の交流の場づくりと
子育て相談サポート事業



肢体不自由児への理解と
地域参加を図るための交流事業



ノルディックウォーキングを通じた
健康推進事業



地域における読み聞かせ活動を通じた
交流及び子育て支援事業



男性の生活習慣病リスクを軽減すること
を目的とした男の料理教室事業



施設利用者や地域に対する
リモート演奏会事業

